

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

4月分



RECEIPT 領収書

アパート名
Apt, No 神田店舗(102)
名前
NAME 仲里金彦様
DATE
日付 4年 4月 8日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KAWA CHUEN
金武町字金沢763-2
TEL:098-9681292

TOTAL [合計] ¥102,000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 4月分家賃 [/ ~ /]	100	000
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]		2000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL [合計]	102	000

充当割合: 政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

5月分



RECEIPT 領収書

アパート名 Apt, No 仲田店舗 (02)

名前 NAME 仲里全孝 様

DATE 日付 4年 5月 6日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産

269-2 KIN KIN CHO
金武町字金武 269-2
TEL: 098-9682999

TOTAL [合計] ¥/02000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 5月分家賃 [/ ~ /]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

充当割合: 政務活動 のみ全額充当

事務所費

家賃

6月分



RECEIPT 領収書

アパート名 仲田ビル(021)
Apt. No 1016/A

名前 仲里在孝 様
NAME

DATE 4年6月7日
日付

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産

269-2 KIN HONCHO
金武町字金本269-2
TEL:098-9622551

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 6月分家賃 [/ ~ /]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

7月分



RECEIPT 領収書

アパート名 仲田店舗(02)
 Apt, No
 名前 仲里金孝様
 NAME
 DATE 4年7月6日
 日付

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
 269-2 KIN
 金武町字金
 TEL:098-9

TOTAL [合計] ¥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 7月分家賃 [/ ~ /]	100,000
2	CHARGE [共益費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]	
4	AGENCY FEE [手数料]	
5	TAX [消費税]	
6	STAMP DUTY [印紙代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2,000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102,000

充当割合:政務活動 のみ金額充当

事務所費

家賃

8月分



RECEIPT 領収書

アパート名
 Apt, No 坪用店舎前102
 名前
 NAME 坪屋金孝標
 DATE
 日付 R24年 8月 8日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産

269-2 KIN KIN TEL:098-968-2999
 金武町字金武269-2 TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ￥102000-					
	明 細	金 額			
1	RENT FOR 8月分家賃 [/ ~ /]	1	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]				
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]				
4	AGENCY FEE [手 数 料]				
5	TAX [消 費 税]				
6	STAMP DUTY [印 紙 代]				
7	[家賃保証代]				
8	FIRE INSURANCE [火災保険]				
9	WATER BILL 8月 [水道料金]		2	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]				
11	GAS BILL [ガス料金]				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
	TOTAL [合計]				

充当割合:政務活動 のみ金額充当

事務所費

家賃

9月分



RECEIPT 領収書

アパート名
 Apt, No 伴田庭舗102
 名前
 NAME 伴星全孝様
 DATE
 日付 R4年 9月 9日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
 269-2 KIN KI
 金武町字金武
 TEL:098-9681231

TOTAL [合計] ¥102000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 9月分家賃 [/ ~ /]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL 9A [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000

10.11月分

RECEIPT
領収書

アパート名
Apt, No 仲用店舗 (102)
名前
NAME 仲里金彦様
DATE
日付 4年 10月 17日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KI
金武町字金武
TEL:098-9681299

TOTAL [合計] ¥ 204000 -		金額	
明	細		
1	RENT FOR / 0月分家賃 [/ ~ /]		
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]		
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13	R4年10月11日(10月分)家賃代	200000	
14	R4年10月11日(10月分)本代	4000	
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		204000	



RECEIPT
領 収 書

アパート名
Apt. No 仲田店舗(102)
名前
NAME 仲里全彦様
DATE
日付 4年12月20日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KINCHIC
金武町字金 269-2
TEL:098-9 74333

TOTAL [合計] ¥102,000-			
明	細	金額	
1	RENT FOR / 2月分家賃 [/ ~ /]	100	000
2	CHARGE [共益費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷金]		
4	AGENCY FEE [手数料]		
5	TAX [消費税]		
6	STAMP DUTY [印紙代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]	20	000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
TOTAL [合計]		102	000

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

1月分



RECEIPT 領収書

アパート名
Apt, No 仲田店舗(102)
名前
NAME 仲里全孝様
DATE
日付 4年12月20日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産

269-2 KIN KEN CHO
金武町字金 269-2
TEL:098-9687299

TOTAL [合計] ¥102,000-

	明 細	金 額
1	RENT FOR 1月分家賃 [/ ~ /]	100000
2	CHARGE [共 益 費]	
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]	
4	AGENCY FEE [手 数 料]	
5	TAX [消 費 税]	
6	STAMP DUTY [印 紙 代]	
7	[家賃保証代]	
8	FIRE INSURANCE [火災保険]	
9	WATER BILL [水道料金]	2000
10	PARKING BILL [駐車料金]	
11	GAS BILL [ガス料金]	
12		
13		
14		
15		
16		
17		
	TOTAL [合計]	102000



RECEIPT
領収書

アパート名
Apt, No 仲田店舗(102)
名前
NAME 仲里金孝様
DATE
日付 5年 2月 3日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産
269-2 KIN KIN
金武町字金武
TEL:098-9683299

TOTAL [合計] ¥102000-			
	明 細	金 額	
1	RENT FOR 2月分家賃 [/ ~ /]	100000	00
2	CHARGE [共 益 費]		
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]		
4	AGENCY FEE [手 数 料]		
5	TAX [消 費 税]		
6	STAMP DUTY [印 紙 代]		
7	[家賃保証代]		
8	FIRE INSURANCE [火災保険]		
9	WATER BILL [水道料金]		2000
10	PARKING BILL [駐車料金]		
11	GAS BILL [ガス料金]		
12			
13			
14			
15			
16			
17			
	TOTAL [合計]	7102000	00

充当割合:政務活動のみ全額充当

事務所費

家賃

3月分



RECEIPT 領収書

アパート名
Apt, No 仲川后舖(102)

名前
NAME 仲川全善様

DATE
日付 6年 2月 1日

DAIEI HOUSING
(株)大栄不動産

269-2 KIN [REDACTED]
金武町字金武269-2
TEL:098-968-2999

TOTAL [合計] ¥101000-					
	明 細	金 額			
1	RENT FOR 3月分家賃 [/ ~ /]	1	0	0	0
2	CHARGE [共 益 費]				
3	SECURITY DEPOSITS [敷 金]				
4	AGENCY FEE [手 数 料]				
5	TAX [消 費 税]				
6	STAMP DUTY [印 紙 代]				
7	[家賃保証代]				
8	FIRE INSURANCE [火災保険]				
9	WATER BILL [水道料金]		2	0	0
10	PARKING BILL [駐車料金]				
11	GAS BILL [ガス料金]				
12					
13					
14					
15					
16					
17					
	TOTAL [合計]				

事務所費
電気料

政務のみで使用ではあるが、
クーラーの効きが悪く、1台購入(個人負担)
電気料金が低い月は、平均等で計上

充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

充当割合:政務活動 のみ金額充当

充当割合:政務活動 のみ金額充当

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 4月分

預収金額 31,921 円

料金 28,988 円
再エネ賦課金 2,933 円

〔再掲〕
消費税等相当額 2,901 円
燃料費調整額 3,474.52 円

ご使用量 873 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	5月11日	日 附 印
金融機関取扱期日	5月20日	
コンビニ等取扱期日	5月31日	

22,470

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金が低いので (7,374+7,517)
5月/6月平均金額 計上 7,445 円

4月分
充当割合:政務活動、以外が含まれるので案分

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 5月分

預収金額 7,374 円

料金 6,619 円
再エネ賦課金 755 円

〔再掲〕
消費税等相当額 670 円
燃料費調整額 871.60 円

ご使用量 219 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	6月13日	日 附 印
金融機関取扱期日	6月22日	
コンビニ等取扱期日	7月3日	

22,526

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

5月分

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 6月分

預収金額 7,517 円

料金 6,748 円
再エネ賦課金 769 円

〔再掲〕
消費税等相当額 683 円
燃料費調整額 887.52 円

ご使用量 223 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	7月11日	日 附 印
金融機関取扱期日	7月21日	
コンビニ等取扱期日	7月31日	

22,625

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

6月分

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 7月分

預収金額 42,233 円

料金 38,290 円
再エネ賦課金 3,943 円

〔再掲〕
消費税等相当額 3,839 円
燃料費調整額 4,549.12 円

ご使用量 1,143 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	8月10日	日 附 印
金融機関取扱期日	8月19日	
コンビニ等取扱期日	8月30日	

22,725

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

7月分

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 8月分

預収金額 9,026 円

料金 8,112 円
再エネ賦課金 914 円

〔再掲〕
消費税等相当額 820 円
燃料費調整額 1,054.68 円

ご使用量 265 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	9月9日	日 附 印
金融機関取扱期日	9月16日	
コンビニ等取扱期日	9月29日	

22,822

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

7月/9月 電気料金が低いので
8月分と同額 計上 9,026 円

電気料金払込受領証

仲里 全幸 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年 9月分

預収金額 32,416 円

料金 29,367 円
再エネ賦課金 3,049 円

〔再掲〕
消費税等相当額 2,946 円
燃料費調整額 3,518.30 円

ご使用量 984 kWh

※金額を訂正したものは無効となります。(A ご依頼人様)

支払期日	10月11日	日 附 印
金融機関取扱期日	10月21日	
コンビニ等取扱期日	10月31日	

22,905

仲興電力株式会社 収入印紙貼付欄

9月分

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合:政務活動のみ全額充当

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年10月分

領収金額 15,248 円
料金 13,762 円
再エネ賦課金 1,486 円

〔再掲〕
消費税等相当額 1,386 円
燃料費調整額 1,715.36 円

ご使用量 431 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	11月14日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	11月24日	12/21
コンビニ等 取扱期限日	12月4日	22.11.17

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年11月分

領収金額 6,332 円
料金 5,677 円
再エネ賦課金 655 円

〔再掲〕
消費税等相当額 575 円
燃料費調整額 756.18 円

ご使用量 190 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	12月12日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	12月22日	12/21
コンビニ等 取扱期限日	1月1日	12/23

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 4年12月分

領収金額 6,296 円
料金 5,644 円
再エネ賦課金 652 円

〔再掲〕
消費税等相当額 572 円
燃料費調整額 752.20 円

ご使用量 189 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	1月10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	1月20日	1/21
コンビニ等 取扱期限日	1月30日	1/23

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

1/2 ￥7,624

10月分

11月分

12月分

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合:政務活動のみ全額充当

充当割合:政務活動のみ全額充当

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年1月分

領収金額 5,388 円
料金 4,800 円
再エネ賦課金 562 円
延滞利息額 26 円

〔再掲〕
消費税等相当額 487 円
燃料費調整額 648.72 円

ご使用量 163 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	2月13日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	2月22日	23.1.15
コンビニ等 取扱期限日	3月5日	

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年2月分

領収金額 4,221 円
料金 3,659 円
再エネ賦課金 562 円

〔再掲〕
消費税等相当額 383 円
燃料費調整額 -492.28 円

ご使用量 163 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	3月13日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	3月23日	3/22
コンビニ等 取扱期限日	4月2日	金武屋 ファミリア

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

電気料金払込受領証

仲里 全孝 様

電気番号 42509- 1-1-4
ご契約種別 従量電灯
令和 5年3月分

領収金額 5,292 円
料金 4,602 円
再エネ賦課金 690 円

〔再掲〕
消費税等相当額 481 円
燃料費調整額 -604.02 円

ご使用量 200 kWh

※金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	4月10日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	4月20日	07365
コンビニ等 取扱期限日	4月30日	23.3.16

沖縄電力株式会社 収入印紙貼付欄

1月分

2月分

3月分

事務所概要申告票

議員名 仲里 全孝

1. 物件の所在

住所	金武町字金武667番地 仲田店舗 102
電話番号	098-968-5085

2. 所有区分

<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃借借契約先 [XXXXXXXXXX] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

仲里 全孝



質貸人

氏名



住所



事務所費充当状況申告票

議員名 仲里 全孝

1. 事務所の状況

住所	金武町字金武667番地
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

政務活動のみ使用全額充当

(関係経費)

家賃(月額)	100,000 円
その他	(水道料) 2,000 円
	円

(充当額)

家賃(月額)	100,000 円
その他	(水道料) 2,000 円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

仲里 全孝



賃貸借契約継続（自動更新）証明書

物件名：仲田店舗 102 号室

住 所：金武町字金武 667 番地

賃借人：仲 里 全 孝 殿

令和 3 年 2 月 1 日の賃貸借契約締結後、
自動更新により、本証明書発行日より現在
も賃貸借契約は継続中であることを証明致
します。

令和 5 年 4 月 13 日
金武町字金武 269-2
株式会社大栄不動産

建物賃貸借契約書

契約期間

自 令和3年2月1日
至 令和5年1月末日

物件名 仲田店舗

賃借人 仲里全孝

賃借人 仲里全孝

〒904-1201 沖縄県金武町字金武269-2
(株)大栄不動産
TEL (098) 968-2999

(公社)沖縄県宅地建物取引協会

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 仲里全孝 (以下「乙」という。)
は、この契約書により顕著に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

図章(1) 目的物件の表示

名称	仲田店舗	1階 102号室
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武667番地	
構造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造その他()/瓦葺・スレート葺・瓦葺メッキ屋根葺・セメント瓦葺・磁瓦葺・その他()/()附設	
種類	事務所	新築年月 昭和53年9月22日
面積	115.70㎡	
附属施設		

図章(2) 事業内容(具体的に記載すること)

図章(3) 契約期間

令和3年2月1日から 令和5年1月末日まで(2年間)

図章(4) 賃料等

賃料	月額¥100,000円	共益費	月額	円
水道料金	月額¥2,000円	敷金	¥100,000円	
駐車場料	月額	円		
家財保険料				
その他の条件				
賃料等の支払時期	毎月末日までに翌月分			
賃料等の支払方法	(1) 振込	金融機関名	支店名	預金
	(2) 自動振替	口座名義人 株式会社大栄不動産 代表取締役 大野隆 様		
印鑑番号		株式会社 大栄不動産		
前、振込及び自動振替の場合に発生する金融機関の振込費用等は、乙の負担とする。				

事務所費

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2作成し、貸主、借主が記名押印の上、各自1通を保持する。
令和3年1月23日

甲・貸主	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
乙・借主	氏名	仲里 全孝	TEL	098-968-5085
	住所	全武印字株式会社		
		1035番地		
丙 連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
	担保額	合計月額 (家賃、共益費、水送料、駐車場料) の11ヶ月分		
丙 連帯保証人	氏名	仲里 全孝	TEL	098-968-5085
	住所	全武印字株式会社		
		1035		
	担保額	合計月額 (家賃、共益費、水送料、駐車場料) の11ヶ月分		

調査(6) 借主緊急連絡先

(氏名)	[Redacted]
緊急連絡先 (担当者)	(会社名・部署名)
(電話番号) TEL	[Redacted]
(携帯) TEL	[Redacted]

調査(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
管理業者	商号又は名称	株式会社大栄不動産
所在地	沖縄県国頭郡金武町字金武269番地の2	TEL 098-968-2999
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当名	氏名	(貸主連絡担当者：明8号)
		※賃貸不動産管理業協会の資格を受けている場合に記載

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]

調査(7) 乙の質物の担保

担保の方法 (本契約で採用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	氏名	[Redacted]
	住所	[Redacted]
	担保額	合計月額 (家賃、共益費、水送料、駐車場料) の11ヶ月分
	常貸供担保 登録番号	[Redacted]
	口家賃供担保 提供 する保証	主たる事務所の所在地
		家賃供担保 登録番号
		国土交通大臣()第 号

調査(8) 更新に関する事項

更新に関する事項	[Redacted]
----------	------------

主たる事務所の所在地、TEL	主たる事務所	大臣()第 号
商号又は名称	商号又は名称	
代表者の氏名	代表者の氏名	
免許証番号	免許証番号	
免許年月日	免許年月日	年 月 日
氏名	氏名	
登録番号	登録番号	() 第 号
業務に使用する事務所所在地 TEL	業務に使用する事務所所在地 TEL	

※図は現印：※この契約書は、宅地建物取引法第31条に定められている書面を兼ねています。

合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなればならない。前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、残金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならぬ。

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭金(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の弁済に充てることができる。

3 資料が燬損された場合、乙は、頭金(4)に記載する月額相当分の新資料額と旧資料額との差額を、保証金に補填するものとする。

4 甲は、保証金から頭金(4)に記載する低利分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、遅滞なく、その残額を乙に返還しなればならない。

6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならぬ。

(反社会的勢力ではないこととの趣旨)
7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を履行する。

- 一 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用せず、この契約を締結するものではないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
イ 物損又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を擅断し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)
第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改道若しくは模様替又は本物件の敷物内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭金(2)に記載する事業内容を変更してはならない。

4 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
5 乙は、本物件の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
6 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

- 一 銃器、刀剣類又は爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 二 大型の金庫、郵便その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
- 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
- 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること
- 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

契約の締結
第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭金(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭金(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)
第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭金(3)の趣旨のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭金(8)の記載に従い、借主の上、本契約を更新することができる。

(資料)
第3条 乙は、頭金(4)の記載に従い、資料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には借主の上、資料を改定することができる。
一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、資料が不相当となった場合
二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、資料が不相当となった場合
三 近隣同様の建物の資料と比較し、資料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の資料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
4 資料に記録される損害額及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭金(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税額改正があった場合は、改正後の現額によるものとする。

(共益費)
第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭金(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、借主の上、共益費を改定することができる。
3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。
4 共益費に記録される消取税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭金(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税額改正があった場合は、改正後の現額によるものとする。

(賃租の帰属)
第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他費用取属に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の付替物品等に対する火災保険(借家人賠償責任保険)に加入するものとする。

(敷金)
第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭金(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。

3 資料が燬損された場合、乙は、頭金(4)に記載する月額相当分の新資料額と旧資料額との差額を、敷金に補填するものとする。
4 甲は、明け渡しまでに生じた本契約から生じるこの一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合は、頭金(8)の記載に従い、借主の上、本契約を更新することができる。

三 入庫時に、乙又は連帯保証人について付けた事実が重大な虚偽があったことが判明したとき
四 その他乙が本契約の条項に違反したとき

- 五 銀行取引の停止
- 六 被破産手続きの開始
- 七 民事再生手続きの開始
- 八 会社更生手続きの開始
- 九 特別清算手続きの開始

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第7条の條約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して1ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

第13条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらぬときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否を照度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に成するものとする。

2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができなるときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第14条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し)

第15条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならぬ。

2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合には、直ちに本物件を明け渡さなければならぬ。

3 乙は、明渡しの際、貸手を受けた本物件の鍵を甲に返渡し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならぬ。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(明渡し時の原状回復)

第16条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の消耗及び本物件の経年劣化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することのできない事由により生じたものについては、原状回復を要しない。

2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

六 本物件又は本物件の周辺において、若しくは租界若しくは乱暴な行動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

八 乙は、本物件又は建物の共用部分の用に当たり、甲の同意を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示
- 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規程使用規則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合はその事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は毀損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加・交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

第10条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならぬ。この場合、乙は、正当な理由がある場合は、当該修繕の実施を拒否することができる。

3 乙は、本物件内に修繕箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。

4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を遅滞しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。

5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。

- 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
- 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されなければ、本契約を解除することができる。

一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき

二 乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき

2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず、当該義務違反により本契約を締結することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙は第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。

一 本物件に明書(2)記載の事項以外の用に供したとき

二 第9条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき

五 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。

六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、資料及び弁護士等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならぬ。

七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し認約する。

- ア 乙の財産及び収支の状況
 - イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその種及び履行状況
 - ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
- 3 頭書(7)で「家賃滞り保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の家賃滞り保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとならなければならない。
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合は、乙の責めに帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の資料相当損害金を負担しなければならない。
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故(第14条のものを含む。)又は、甲若しくは乙の責めに帰さない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(追記)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(商品)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項)

第25条 前条までの規定以外の更新に関する事項については、頭書(8)記載のとおりとする。

(立入り)

第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。

2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。

3 解約申入れ後において、本契約が終了した後本物件を貸借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の譲借をするときは、甲及び物件の譲借をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

4 甲は、火災にによる延焼を防止する必要がある場合がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 資料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が債務者の財産と関係するときは、第8条第1項の規定に資するものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散
- 五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として受託される能力又は資力を失ったとき

(滞り損害金)

第20条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による滞り損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

- 一 頭書(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。
- 二 前号の債務の負担は、頭書(7)及び記号甲欄に記載する担保額を限度とする。
- 三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、満定するものとする。
 - ア 甲が、丙の財産について、資料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の執行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の執行の手続の開始があったときに限る。
 - イ 丙が破産手続を開始を受けたとき
 - ウ 乙又は丙が死亡したとき
- 四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(甲若しくは乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

お願い及び注意事項

(特約事項)
第26条

1. 本件建物の明け渡しをする時、賃貸成立当時の現状に返すこと。又、賃借人が遊作した一部または、全部について賃借人に対しての買取りの請求または、その他の名目の請求はできないものとする。賃借人は、遊作について一切補償しない。遊作経歴は許可しない。
2. 借主は退室時に敷金より、ハウスクリーニング代金をお支払いすること。又は、切れかけの電球、網戸張替え、及び室内の破損、汚損、タバコの臭い、ヤニでの变色した場合には修繕代金及び張替代金をお支払いすること。敷金で足りない場合には、その費用は家賃にてお支払いとする。
3. 本物件のコンクリート壁には穴はあけないこと。
4. 賃貸借契約期間中の雨漏りの修繕費用は貸主の負担とする
5. 店舗前の敷地内、又は階段などでお客様の転倒又はその他事故がおきた場合には甲は一切責任を負わないこと。尚、自然災害、地震などで当該建物が倒壊し死亡者がでてても貸主は一切責任を負わないこと。
6. 入居期間中での白ありによる窓財の被害、又は盗難、天災地震、火災等が発生しても甲は乙、の家族に対して一切責任を負わないものとする。 火災保険は必ず貴社で加入すること。
(加入した際には証明書を提出すること。)
7. テレビアンテナは共同アンテナではない為借主に個人取付けとすること。
8. 駐車場は1台として、駐車場内での事故、墜落、天災地震、火災等が発生しても甲は一切責任を負わないものとする。
9. 本物件のベランダ内では喫煙をしてはならないこと。
10. 借主は退室時に取付けた看板を撤去して明渡しすること。

上記の特約条件を理解したうえで賃借人は記名捺印をする。

令和3年1月22日

賃借人

金武町字印基1035番地

住所

氏名 仲田全彦

●解約予告 (明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前にお願いします。
2. 解約予告をされた後、貸主及び媒介業者において、次の入居者を募集いたします。その際、貸主及び媒介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内することになります。その際は、何とぞご協力賜りますようお願い申し上げます。

●退去時 (引越し) にもなる建物の明渡し及び精算

1. お預かりしております「敷金」の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始いたします。
2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては「入居時」に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて雑出するにともなう建物の明渡しにおいては「入居時」に持込まれたもの(家財・物品等)をすべて雑出するにともなう建物の明渡しにおいては「費用」を請求させていただきます。以上が行われていない場合は、物品等の撤去についての「費用」を請求させていただきます。「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

●借主 (入居者) の方へ

本契約書に記載されておりますように、借主としての義務と責任は大きなものです。契約されるについては、本契約書を通読の上、各条項の意味するところを充分ご理解下さい。
なお、賃料滞り納したり、禁止事項(8条)、契約解除(12条)等に違反した場合は、「契約解除」の原因となりますので、特にご注意下さい。

●連帯保証人の方へ

連帯保証人は、法律及び本契約において、借主(主たる債務者)の債務に対し、連帯してそれを履行する義務が課せられます。「債務」とは、単なる「金銭」的なものだけを指すものではなく、契約にもとづくすべての義務を意味します。従って、この賃貸借契約に関し、借主が期間中に行った(更新の場合を含む)行程についても、連帯責任があります。

●鍵の受け渡し合計 本、鍵No. _____

●電気、水道、ガス等に関するお問合せ(引越し時の精算等)は下記へ、

電気 沖縄電力	電話
水道	電話
ガス	電話
		電話

●ゴミは指定日に指定の場所へお出し下さい。

○燃えるゴミ	毎週	回	曜日の朝・夜
○燃えないゴミ	毎月・毎週	回	日の朝・夜

事務所費